

平成26年度第4回京都市保健福祉局指定管理者選定委員会第1部会摘録

日 時：平成26年9月25日（木）午後2時00分～午後3時20分

場 所：京都市役所本庁舎E会議室

出席者：小松部会長，藤井委員，仙波委員，吉田委員

事務局：辻野社会福祉法人・児童施設担当課長，谷担当係長，村田（監査指導課）

地域福祉課：大泉課長，吉井地域福祉係長，原田

生活衛生課：辻課長，藤川整備担当課長，濱口管理係長，川崎

- 議事1 京都市深草墓園に係る指定候補者の選定方法及び審査基準について
- 議事2 指定候補者の選定について
- | | | | |
|---|------|-------------------|---|
| [| 対象施設 | ・京都市福祉ボランティアセンター |] |
| | | ・ひと・まち交流館 京都の共用部分 | |

辻野課長 　　ただ今から，保健福祉局指定管理者選定委員会第1部会を開催する。委員には多忙にも関わらず，出席を賜り，御礼申し上げます。

　　本日の部会は，1番目の議題として，京都市深草墓園に係る指定候補者の選定方法及び審査基準について，2番目の議題として，京都市福祉ボランティアセンター及びひと・まち交流館京都の共用部分に係る指定候補者の選定について審議する。

　　なお，本日の部会のうち，議題2については，京都市情報公開条例第7条に規定される非公開情報を取り扱うことから非公開とさせていただき予定であったが，本日傍聴希望者がなかったため，議題1の終了後も引き続き議題2を審議いただいております。

　　また，本日4名の委員が出席していることから，京都市保健福祉局指定管理者選定委員会設置要綱第7条第3項の規定により，会議が成立することを御報告させていただきます。

　　それでは，これからの議事進行は小松部会長にお願いする。

小松部会長 　　それでは議事に入らせていただく。事務局から説明があったとおり，初めに議題1の京都市深草墓園に係る指定候補者の選定方法及び審査基準について審議する。

　　募集要項のうち保健福祉局として統一されている部分について事務局から説明願う。

辻野課長 　　（案件説明）

小松部会長 　　引き続き，施設所管課である生活衛生課から説明願う。

藤川課長 (案件説明)

小松部会長 それでは、ただ今の事務局及び生活衛生課の説明について質問・意見等があればお願いします。

○ この施設は、以前から同じ団体が管理しているのか。

藤川課長 そうである。指定管理者制度が始まる以前も、同じ団体に委託していた。

辻野課長 参考として、4年前に公募した時は、現指定管理者以外からも応募があったが、審査した結果、現指定管理者が選ばれた。

○ 収入は委託料のみか。

藤川課長 そうである。

○ 収支状況に記載されている委託費の中身は清掃などの委託のことか。

藤川課長 植栽の剪定やナラ枯れ対策、ごみの廃棄や夜間警備などが委託費として支出されている。

○ 年中無休で常に職員が配置されているのか。

藤川課長 正月の三が日は開いていない。公園などへの出入りのために門が開いているだけである。

○ 何人くらいで管理しているのか。

藤川課長 常に2名の職員が配置されている。参拝者が多い時期などにより人数は変わるが、他に2、3名の職員がローテーションを組んで勤務している。

○ 敷地としては、一部広くなって、一部狭くなったということか。

藤川課長 そうである。トータルとしては少し狭くなっている。

○ 墓園の整備後、委託料は変わるのか。

藤川課長 平成27年度中に事務所が移転するが、指定管理の業務に影響はないので委託料は変わらない。

○ 団体の運営実績については墓地管理の実績という観点か。

藤川課長 墓地を運営したことがない団体を排除する意図ではない。遺族への配慮などのノウハウを持っている点を重要視するという点である。

濱口係長 実績評価については、まず納骨堂の運営実績があるか、その次に納骨堂に類するものとして墓地、火葬場や墓地埋葬法に定める施設の運営実績があるか、最後にその他一般施設の運営実績があるかという三段階の評価になる。

○ 京都市が指定管理により運営している墓園関係の施設はここだけか。

藤川課長 そうである。

○ 実績があるという場合、この施設か、他都市の同種施設、民間の施設のいずれかになるということか。

藤川課長 そうである。

○ 特定の宗教に属さないということだが、特定の宗教法人が申し込んできた場合はどうなるのか。

藤川課長 応募された実績はないと思うが、応募された場合は、市民のお墓として無宗教であることを御理解いただいた上で運営いただければ問題ない。

○ 施設の特性上、人材育成の項目を除外することは賛成である。

○ 指定管理者にはどのようなタイミングで委託料が支払われるのか。

濱口係長 四半期ごとに支払う。履行実績払いになる。

○ 高低差が50メートルほどあるようだが、大雨による心配はな

いか。

藤川課長 特に問題はない。

濱口係長 再整備事業により地盤調査を実施したが、この辺りは強固な地盤との結果であった。

○ 納骨堂の申し込みは定期的に受け付けるのか、随時受け付けているのか。

藤川課長 随時受け付けている。

○ 短期納骨の場合、十分なスペースが確保されているのか。

藤川課長 今のところ問題ない

○ 春と秋の慰霊式典には多数の参加があるのか。

藤川課長 今月9月13日に実施した際には、1520人の参加があった。

○ 納骨堂に納められている方は、どのように管理しているのか。

藤川課長 管理台帳で管理している。

○ 永年納骨の場合、骨壺はあるのか。

藤川課長 短期の場合はあるが、永年の場合はない。

○ どこかに名前が刻みこまれているということもないのか。

藤川課長 そういうものはない。

遺族の方への慰霊式典の案内は台帳を元に送付している。納骨時期などは事務所の台帳を確認しなければならない。

○ 台帳管理は市が行っているのか。

藤川課長 指定管理者の業務である。

○ 短期の場合、3年後に納骨を延長されるケースもあると思うが、3年後に御遺族の方がいなくなり、手続きができないということ

はないのか。

濱口係長 納骨時に独居で亡くなられた方や行き倒れで亡くなられた方については、福祉事務所長等の届出により合葬するというケースはある。その場合は、まず3年間の短期納骨とし、3年経過後に永年納骨に切り替えられる。

○ 納骨のスペースが限界になることはあるのか。

藤川課長 どこかの段階では考えられる。短期納骨は骨壺を保管することになるのでその保管場所に限りがあるが、永年についても、最終的には骨灰を入れる槽が一杯になることになるので、そうなる前に検討する必要がある。

濱口係長 骨壺が保管されている数を差し引くと1万1000～2000体が合葬されている。

○ 今回の再整備事業で、事務所の移転があるということだが、納骨堂そのものの整備はないのか。

藤川課長 今回の整備では納骨堂は対象にしていない。

○ 納骨堂の耐用年数はどれくらいか。

濱口係長 概ね50年くらいである。

小松部会長 他に意見等がなければ採決に入らせていただく。
議題1について、事務局案のとおり承認いただけるか。

委員全員 (異議なし)

小松部会長 それでは事務局及び生活衛生課の説明のとおり公募を実施する。

小松部会長 引き続き、議題2の指定候補者の選定について審議を行う。

(議題2)

京都市情報公開条例第7条第1項第2号に定める非公開情報(法人等の事業活動に関する情報)を取り扱うため非公開。

15:20 終了